

議案第 25 号

向日市福社会館の指定管理者の指定について

向日市福社会館の指定管理者を次のとおり指定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2  
第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

向日市長 安田 守

1 公の施設の名称

向日市福社会館

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人向日市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 〈参 考〉

### 1 団体の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人向日市社会福祉協議会

代表者 会長 植田 進

所在地 向日市寺戸町西野辺 1 番地の 7

### 2 組織

設 立 昭和 4 3 年 4 月 2 4 日

認 可 厚生大臣

### 3 設立目的

向日市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。